議案第8号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布に伴い、君津市都市計画税条例(昭和46年君津市条例第3号)の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和6年3月30日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第4号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市条例第14号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例(昭和46年君津市条例第3号)の一部を次のように改正する。 附則第3項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和 8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和 8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100 分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の 課税標準額)」を削る。

附則第4項及び第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第6項及び第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第12項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度まで の各年度分」に改める。

附則第15項中「第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは 第46項」を「第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第 45項」に改める。

附則第19項を削る。

附則第20項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第21項(見出しを含む。)中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第22項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42 項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の君津市都市計画税条例の規定 は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計 画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。